

第 3 6 回司法制度改革審議会文書 3

「裁判官任命諮問委員会について（審議会事務局）」

裁判官任命諮問委員会について

法務省作成資料によった。

裁判官任命諮問委員会が設置された経緯

1 裁判所法に「裁判官任命諮問委員会」に関する規定が設けられた経緯

(1) 制定時の裁判所法（昭和 2 2 年法律第 5 9 号）の規定

（昭和 2 3 年法律第 1 号による改正前）

第 3 9 条（最高裁判所の裁判官の任免）

（第 1 項）最高裁判所長官は、内閣の指名に基いて、天皇がこれを任命する。

（第 2 項）最高裁判所判事は、内閣でこれを任命する。

（第 3 項）最高裁判所判事の任免は、天皇がこれを認証する。

（第 4 項）**内閣は、第 1 項の指名又は第 2 項の任命を行うには、裁判官任命諮問委員会に諮問しなければならない。**（注：昭和 2 3 年法律第 1 号により削除）

（第 5 項）裁判官任命諮問委員会に関する規程は、政令でこれを定める。（注：昭和 2 3 年法律第 1 号により削除）

（第 6 項）最高裁判所長官及び最高裁判所判事の任命は、国民の審査に関する法律の定めるところにより国民の審査に付される。

参考 日本国憲法（抄）

第 6 条（天皇の任命権）

（第 1 項：略）

（第 2 項）天皇は、内閣の指名に基いて、最高裁判所の長たる裁判官を任命する。

第 7 9 条（最高裁判所の裁判官、国民審査、定年、報酬）

（第 1 項）最高裁判所は、その長たる裁判官及び法律の定める員数のその他の裁判官でこれを構成し、その長たる裁判官以外の裁判官は、内閣でこれを任命する。

（第 2 項以下：略）

(2) 裁判所法案についての GHQ による審査の経緯

裁判官任命諮問委員会に関する規定は、裁判所法案の GHQ 審査の過程において、GHQ 側からの指示により盛り込まれたものである。

同法案については、昭和 2 1 年 8 月から同 2 2 年 3 月にかけて、GHQ による審査が行われ、その審査を終え、最終的に閣議決定されて第 9 2 回帝国議会に提出されるまでに立案された同法案は、第 1 0 次案にまで及んだ。審査の過程では、同法案（第 8 次案）について、細野大審院長、在京三弁護士会長からの意見聴取（昭和 2 2 年 2 月）なども行われたが、**裁判官任命諮問委員会に関する規定については、この第 8 次案の審査の過程で、次の案が木村司法大臣及び細野大審院長了解済みのものとして、GHQ 側から初めて提案されたものである（昭和 2 2 年 3 月 3 日）。**

「最高裁判所長官は、内閣によって指名され、天皇によって任命される。
最高裁判所判事は、内閣によって任命される。
内閣は、最高裁判所長官を指名し、又は最高裁判所判事を任命する際、これを委員会に諮らなければならない。委員会の組織は政令でこれを定める。」

これに対して、司法省側から、次のような修正案が提示され、GHQ側からは、「大体、これで結構である。」との発言があった（昭和22年3月4日）。

「第42条（最高裁判所の裁判官の任命）最高裁判所長官は、内閣の指名に基づいて、天皇がこれを任命する。
最高裁判所判事は、内閣が、これを任命する。
最高裁判所判事の任免は、天皇がこれを認証する。
内閣は、第1項の指名又は前項の任命を行うには、裁判官任命諮問委員会に諮らなければならない。
裁判官任命諮問委員会に関する規程は、政令でこれを定める。
最高裁判所長官及び最高裁判所判事の任命は、日本国憲法第79条第2項及至第4項に定める国民の審査に付される。」

このようにして、GHQ側による裁判所法案についての審査が終了し（昭和22年3月7日）裁判所法案（第9次案）が閣議決定された（昭和22年3月8日）。

「第39条（最高裁判所の裁判官の任免）最高裁判所長官は、内閣の指名に基づいて、天皇がこれを任命する。
最高裁判所判事は、内閣でこれを任命する。
最高裁判所判事の任免は、天皇がこれを認証する。
内閣は、第1項の指名又は第2項の任命を行うには、裁判官任命諮問委員会に諮問しなければならない。
裁判官任命諮問委員会に関する規程は、政令でこれを定める。
最高裁判所長官及び最高裁判所判事の任命は、国民の審査に関する法律の定めるところにより国民の審査に付される。」

（注）下線部は、上記の司法省側が提示した修正案(22.3.4)について、修正が施された箇所である。

2 裁判所法案についての帝国議会における審議の経緯

- 22.3.13 第92回帝国議会衆議院本会議に上程・裁判所法案委員会付託
（注）木村篤太郎国務大臣の提案理由説明では、裁判官任命諮問委員会制度の導入の点については触れられていない。
- 22.3.14,15,17 **衆議院裁判所法案委員会の審議**
（注）裁判官任命諮問委員会に関する質疑の内容は、別紙1「第92回帝国議会における裁判所法案及び裁判所法施行法案審議に現れた「裁判官任命諮問委員会」を巡る対政府質疑の概要」記載のとおり。
- 22.3.18 衆議院本会議において可決
- 22.3.19 貴族院本会議に上程・裁判所法案特別委員会付託
- 22.3.20,22 貴族院裁判所法案特別委員会の審議
（注）裁判官任命諮問委員会に関する特段の質疑はなかった。
- 22.3.26 貴族院本会議において可決

裁判官任命諮問委員会の構成・開催経過・議事の概要等

1 裁判官任命諮問委員会規程（昭和22年政令第83号）の制定・施行

裁判所法の施行を受けて、昭和22年6月17日、裁判官任命諮問委員会規程（政令第83号）が制定され、公布の日から施行された。その概要は以下のとおり。

裁判官任命諮問委員会規程（昭和22年政令第83号）の概要	
(1) 所轄	裁判官任命諮問委員会は、内閣総理大臣の所轄とする。（第1条）
(2) 委員構成	裁判官任命諮問委員会は、委員15人で組織し、委員は、次の者をもって充て、衆議院議長たる委員をもって委員長に充てる。（第2条、第3条、第10条） 衆議院議長 参議院議長 全国の裁判官から互選された者4人 全国の検察官並びに昭和22年5月2日において行政裁判所長官及び専任の行政裁判所評定官であった者の中から互選された者1人 全国の弁護士の中から互選された者4人 裁判所法第41条第1項第6号の大学の法律学の教授で内閣総理大臣の指名する者2人 学識経験のある者で内閣総理大臣が指名する者2人
(3) 委員の互選	委員の互選は単記無記名投票により行い、その事務を管理するため、内閣総理大臣の所轄の下に、各種委員の互選ごとに全国選挙管理委員会を置く。（第4条、第5条）
(4) 諮問に対する答申	裁判官任命諮問委員会に対し、裁判所法第39条第4項の諮問があったときは、各委員は、最高裁判所の裁判官として適当と認める者15人ないし30人の氏名を記載した書面を委員会に提出しなければならない。委員会は、その中から最高裁判所の裁判官として適当と認める者30人の氏名を挙げて答申しなければならない。（第14条、第15条）

2 裁判官任命諮問委員会の開催経過等

(1) 裁判官任命諮問委員会委員の決定（S22.7.18）

政令による裁判官任命諮問委員会委員名簿	
衆議院議長	松岡駒吉（委員長）
参議院議長	松平恒雄
互選裁判官	島 保（最高裁判所判事職務代行者） 垂水克己（仙台高等裁判所長官職務代行者） 藤田八郎（大阪高等裁判所長官職務代行者） 岩松三郎（福岡高等裁判所長官職務代行者）
互選検察官等	福井盛太（検事総長）
互選弁護士	塚崎直義（東京弁護士会長） 小西喜雄（大阪弁護士会長）

	長谷川太一郎（第一東京弁護士会長）
	長野国助（東京弁護士会所属）
法律学教授	我妻 栄（東京帝国大学法学部長）
	瀧川幸辰（京都帝国大学法学部長）
学識経験者	今村力三郎（専修大学総長）
	島田孝一（早稲田大学総長）

(2) 開催経過・議事の概要

第1回会議の開催（S22.7.21）

議事規則の決定等

第2回会議の開催（S22.7.22）

各委員が、それぞれが適当と考える候補者名を記載した書面を提出した。候補者139名の氏名は別紙2「裁判官任命諮問委員会による最高裁判所裁判官候補者名簿」記載のとおり（27日までに48名から辞退の申し出がされた。）

第3回会議の開催と答申（S22.7.28）

最高裁判所の裁判官として適当と認める者として、以下の30名を決定し、答申。

・安倍 恕	・有馬忠三郎	・石田文次郎	・井上 登
・岩松玄十	・岩松三郎	・小谷勝重	・河村又介
・草野豹一郎	・栗山 茂	・近藤民雄	・斎藤悠輔
・佐々木良一	・澤田竹治郎	・島 保	・霜山精一
・庄野理一	・竹田 省	・垂水克己	・塚崎直義
・中川善之助	・中島登喜治	・長谷川太一郎	・藤田八郎
・細川潤一郎	・松本静史	・真野 毅	・三淵忠彦
・宮本英雄	・森田豊次郎		

（注）網掛けは委員。太字は最高裁判所の裁判官に任命されたもの。

3 裁判官任命諮問委員会の諮問を経て任命された最高裁判所の裁判官

昭和22年8月4日、最高裁判所発足後初めて行われた最高裁判所長官の指名及び最高裁判所判事の任命が、裁判官任命諮問委員会の諮問を経て行われた。

最高裁判所長官	：	三淵忠彦		
最高裁判所判事	：	・塚崎直義	・長谷川太一郎	・澤田竹治郎
		・霜山精一	・井上 登	・栗山 茂
		・庄野理一	・小谷勝重	・島 保
		・藤田八郎	・岩松三郎	・河村又介
				・真野 毅
				・斎藤悠輔

（注）網掛けは委員。

裁判官任命諮問委員会制度の廃止の経緯

昭和22年の第1回国会に、裁判官任命諮問委員会に関する裁判所法第39条第4項及び第5項を削除する旨を含む裁判所法の一部を改正する法律案が提出された。裁判官任命諮問委員会の廃止については、特段の質疑なく政府原案が維持され、昭和23年1月1日、法律第1号として公布され、同日から施行された。

鈴木義男司法大臣の提案理由説明

(裁判官任命諮問委員会の廃止に係る部分)

「現行法の下では、内閣が最高裁判所長官の指名または最高裁判所判事の任命を行うには、裁判官任命諮問委員会に諮問しなければならないのでありまして、第一回の指名及び任命は、御承知のごとく、同諮問委員会の諮問を経て行われたのでありますが、その実績に徴しますと、この方式は**どうも形式的に流れすぎて、所期の効果を得られないという憾みがあり、かつ指名及び任命に関する責任の所在を不明確ならしめるおそれがあるのであります。そこで、裁判官任命諮問委員会に関する規定を廃止して、内閣が最高裁判所長官を指名し、あるいは最高裁判所判事を任命するについて諮問するかどうか、諮問するとすれば、何人に諮問すべきか等の点は、一切内閣の自由裁量に任せ、その代わり指名又は任命に関しては、内閣が一切の責任を負うということにいたしました。」**

松永義雄司法委員長の報告書における議決理由

(裁判官任命諮問委員会の廃止に係る部分)

「**裁判官任命諮問委員会の廃止は、憲法上内閣の責任の帰趨を明確にするものである。」**

最高裁判所機構改革にかかる裁判所法等の一部を改正する法律案について

昭和32年の第26回国会に、最高裁判所機構改革にかかる裁判所法等の一部を改正する法律案が提出された。同法案は、**最高裁判所を憲法違反、判例変更等の重要事件のみを取り扱うものとし、最高裁判所長官及び最高裁判所判事8名で構成し、その全員の合議体で審理・裁判し、一般上告事件については、最高裁判所に付属して設置される最高裁判所小法廷（下級裁判所に該当）に取り扱わせることとした上で、最高裁判所長官の指名及び最高裁判事の任命について、内閣に置かれ、裁判官、検察官、弁護士及び学識経験のある者から任命される委員で組織される裁判官任命諮問審議会に諮問しなければならないとする内容を含むもの**であった。同法案は、第28回国会まで継続審査されたが、衆議院の解散により廃案となった。

同法案の立案及び国会審議の経緯は、次のとおりである。

1 法制審議会司法制度部会における審議の経緯

諮問事項

「裁判所の制度を改善する必要があるか。あるとすればその要綱を示されたい。」

(1) 諮問の背景事情

当時、最高裁判所の未済事件の増加に関連し、上告制度に関連する最高裁判所の機構改革の議論が行われていた。当時、発表されていた意見としては、次のようなものが挙げられている。本諮問も、そのような状況を背景としてなされたものである。

最高裁判所の機構に重要な変革を加えることなく主として現行制度の運用によって現状を打開しようとする案

新たに特別の審査機関又は法律審を設置して、最高裁判所を憲法違反等の重要事件の処理に専念させる案

最高裁判所の裁判官を増員するか、又は代行の裁判官を置くこととする案

(2) 法制審議会司法制度部会の開催状況

上記の諮問を受けて、法制審議会司法制度部会においては、昭和28年3月から審議を開始し、昭和29年1月の同審議会民事訴訟法部会の中間報告を踏まえた裁判所法及び民事訴訟法の一部改正（昭和29年5月。上告理由を判決に影響を及ぼすことが明らかな法令違背に限ることとする等を内容とする。）を経て、昭和31年5月、上告制度改正要綱案を答申するに至った。

上告制度改正要綱案

第1 最高裁判所の機構

- 1 最高裁判所は、大法廷又は小法廷で審理及び裁判すること
- 2 大法廷は、長官及び大法廷判事8人で構成すること
- 3 小法廷の数は6とし、小法廷においては、小法廷判事3人以上の合議体で審理及び裁判するものとし、小法廷判事の総数は30人とする
- 4 小法廷は、原則として、民事小法廷及び刑事小法廷とすること
- 5 大法廷判事及び小法廷の長となるべき小法廷判事の任免は、天皇が認証すること
- 6 **長官及び大法廷判事に限り、その任命は国民審査に付するものとし、その任命については、裁判官、検察官、弁護士及び学識経験者で構成する選考委員会の意見を聞くものとする**こと

第2 上告の範囲及び上告事件の審判

- 1 上告の理由は、民事については現行法どおりとし、刑事については次の範囲まで拡張すること
判決に影響を及ぼすことが明らかな法令違反があつて原判決を破棄しなければ著しく正義に反すること
- 2 上告事件の審判は、左の場合には大法廷とするものとし、その他の場合には小法廷とするものとする
 - (1) 当事者の主張に基づき、法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかどうかについて判断するとき（小法廷の意見が前に大法廷でした、その法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するとの裁判と同じであるときを除く）
 - (2) (1)の場合を除いて、法律、命令、規則又は処分が憲法に適合しないとの判断をするとき
 - (3) 憲法その他の法令の解釈適用について、前に最高裁判所のした判例を変更するとき
 - (4) 事件が法令の解釈適用で特に重要な事項を含むものと認められるとき
- 3 小法廷の裁判に対する憲法違反を理由とする異議の申立については、最高裁判所規則の定めるところによるものとする
 （附帯要望事項）
 第1 第一審の充実強化について立法上必要な措置を講ずること
 第2 刑事控訴審の構造を続審又は覆審としないこと

2 国会における審議の経緯

最高裁判所の機構改革に係る「裁判所法等の一部を改正する法律案」
 （裁判官任命諮問審議会に係る部分）

第39条第3項の次に次の3項を加える。
内閣は、第1項の指名又は第2項の任命を行うには、裁判官任命諮問審議会に諮問しなければならない。
裁判官任命諮問審議会は、内閣にこれを置き、裁判官、検察官、弁護士及び学識経験のある者の中から任命される委員でこれを組織する。
 前2項に定めるものの外、裁判官任命諮問審議会に関する事項は、政令でこれを定める。

(1) 「裁判所法等の一部を改正する法律案」の趣旨説明

中村梅吉法務大臣による法案趣旨説明
 （裁判官任命諮問審議会に関する部分）

「最高裁判所長官及び最高裁判所判事は、憲法にいう最高裁判所の裁判官としてその任命を国民審査に付する点につきましては、もとより従来通りであります。が、**内閣がその指名又は任命を行うについては、一そう慎重を期するようにするため、裁判官、検察官、弁護士及び学識経験者で組織する裁判官任命諮問審議会に諮問すべきものといたしました。**」

(2) 政府委員による「裁判所法等の一部を改正する法律案」の補足説明

位野木益雄政府委員（法務大臣官房調査課長）による補足説明
 （裁判官任命諮問審議会に関する部分）

「39条の改正、これは、最高裁判所長官の指名または最高裁判所判事の任命

につきまして、内閣の諮問機関として裁判官任命諮問審議会を設置しようという趣旨であります。裁判所法制定の当初は、御承知のように裁判官任命諮問委員会の制度がございました。この委員会はその後昭和23年の1月から廃止されまして現在に至っておりますのでありますが、**内閣が最高裁判所長官の指名または最高裁判所判事の任命を行うにつきましては、その人選について一そう慎重を期するようになる必要がございますので、裁判官任命諮問審議会の意見を聞くべきものとするのが相当であると考えられますので、このようにしたのであります。**この審議会は内閣に置きまして、裁判官、検察官、弁護士及び学識経験のある者のうちから任命される委員で組織するものといたしております。その詳細につきましては、前例にならしまして政令で定めることにいたしております。」

(3) 国会質疑の概要：

別紙3「第26回国会における裁判所法等の一部を改正する法律案の審議に現れた「裁判官任命諮問審議会」を巡る対政府質疑の概要」記載のとおり。

別紙 1 第 9 2 回帝国議会における裁判所法案及び裁判所法施行法案審議に現れた「裁判官任命諮問委員会」を巡る対政府質疑の概要
 (出典 : 会議録)

質問者・質問内容	政府答弁者・答弁内容
裁判官任命諮問委員会の構成	
<p>(菊地養之輔委員 : 昭和 2 2 年 3 月 1 5 日衆議院裁判所法案委員会) (前略) この裁判官任命諮問委員会の構成についてお伺いしたいのであります。どういう人がこれを構成するのであるか。きわめて重要な事項でありますから、お聴きいたしておきます。</p>	<p>(木村篤太郎国務大臣) お答えいたします。この諮問委員会の規定は政令で定めることになっております。政令がいかにか定められるかということはまだ確定いたしておりません。しかし私司法大臣としての個人の構想だけは、ここで一応述べておきますことが、時宜を得たことではないかと考えます。まず、私の構想といたしましては、貴衆両院議長、帝国大学の総長、司法大臣、検事総長、大審院長、民間側といたしましては、弁護士会の会長、そういう方面から委員になっていただいて、そうして諮問に応ずるといふことにすればいかがかと考えております。しかしこれはまだいかに機構をするかということは問題になっていないのでありまして、いずれ政令でこれを定めることになっております。</p>
裁判官任命諮問委員会規程を政令をもって定めるとする点について	
<p>(菊地委員 : 昭和 2 2 年 3 月 1 5 日衆議院裁判所法案委員会) (前略) 特にこの際お尋ねいたしたいのは、政令をもってこの構成をきめられるという点であります。政令はその内閣の送るたびに変わってくることになると思うのであります。そうすると内閣の送るたびに政令が変わって、いわゆる諮問委員会の構成が変わり、内容が変</p>	<p>(木村国務大臣) 理論としてはまことにごもつともです。しかしこの政令で定めることになりましても、実際の運用といたしましては私はさほど弊害は起こらないと考えております。殊にこの第一回の諮問委員会の構成さえうまくまいりますれば、これが先例となりまして十分、活用ができ</p>

わるとなりますと、私は重大なる影響を及ぼすのではないかと
思います。この点は法律をもってこの裁判官任命諮問委員会を
きめなくてはならぬ。それが一番正しいことではないかこうい
うふうに考えておるのですが、いかがでございましょうか。

得ることと考えております。かたがたこの裁判所法の施行は
非常に急いでおりますので政令に譲ることが適当かと考える
次第であります。

裁判官任命諮問委員会（注）に対する諮問の仕方

（井伊委員：昭和22年3月18日衆議院裁判所法案委員会）

（前略）この委員会ができます場合に、内閣の諮問のしかたとい
うものはどうなるのでありましょうか。（中略）たとえばだ
れだれを最高裁判所の長官に指名せんとするのであるが、こ
れについてはどうか。あるいはだれだれを最高裁判所の判事
に任命せんとするのであるが、意見はどうか。こういうよう
な聴き方をされるのであるか。はたまた最高裁判所の長官
にはだれを指命すべきか。あるいは最高裁判所の判事には
だれだれを任命すべきか、というようなふうに諮問される
のであるか、こういう質問をしますのは、その内閣に予定
があって内閣の意見で、これはただ諮問機関であるからして
、聞いたならばそれでいいというだけで、結局は内閣の意
思によって決定することに重きを置いてあるのであるか。あ
るいは諮問機関そのものに重きを置くのであるかということ
にかかっているわけでありまして。願わくばこれは特にか
ような諮問機関を設けたというところにおいて、その諮問
機関の方の御意見を主とするというふうにしたいものと思
うのであります。（後略）

（木村国務大臣）

（前略）この規定を設けたのは、いわゆる広くその任命につ
いて民意を反映せしめようという趣旨から出たのにほかなら
ないのであります。そこでもとよりこの諮問委員会は諮問
委員会にすぎないので、内閣を拘束するわけではありませ
んが、しかし今仰せのように、この諮問委員会の機能を十
分に発揮せしめるということは、要するに民意を反映せし
めるにほかならないのであります。内閣であらかじめこの
者を任命したいがという人を予定して、それを諮るという
ような形式は私はとるべきものではないと考えております。
要は諮問委員会にかなる人を適当とするかということ、そ
の人の人選を諮るというような形式が、望ましいのじゃな
いかと考えております。しこうしてそれに基づいて、内閣
が適当と思う人を任命するということでありまして、仰せ
のごとく諮問委員会に重点を置かれることと予想してあり
ます。

（注）新憲法の施行に合わせた裁判所法の施行準備のための立法措置である裁判所法施行法案についての審議が行われる中で、同法案の規定に基づく閣令による裁判官任命諮問委員会に関して質疑が行われたもの。なお、裁判所法施行法の施行後、この閣令による委員会は、各委員会の推薦する候補者を基に、投票により最高裁裁判官として適当と認められる者30名、そのうち最高裁長官として適当な者3名を決定し、その旨の答申を行ったが(S22.4.23)、マッカーサー元帥から吉田茂内閣総理大臣あての書簡により、最高裁裁判官の任命は、新憲法に基づく新内閣によって行うこととされた(S22.4.24)。

別紙 2 裁判官任命諮問委員会による最高裁判所裁判官候補者名簿

(略)

別紙3 第26回国会における裁判所法等の一部を改正する法律案の審議に現れた「裁判官任命諮問審査会」を巡る対政府質疑の概要
(出典：会議録)

質問者・質問内容	政府答弁者・答弁内容
裁判官任命諮問審査会の構成	
<p>昭和32年4月23日衆議院法務委員会 (猪俣浩三委員)</p> <p>(前略)最高裁判所の裁判官の任命については別に定める諮問審査会に諮問するような規定がありますが、こういう審議会の大体の構造がわかっておらぬのであります。(中略)どういう構想でこういう任命に関する諮問的な審議会をお持ちになるのであるか、その大体の構想を御説明願いたいと思います。</p>	<p>(位野木益雄政府委員)</p> <p>裁判官任命諮問審査会は、法律案では、裁判官、検察官、弁護士及び学識経験のある者の中から任命するということが規定されておりまして、裁判官が何人とか、検察官が何人とかというようなことまでは、政令できめるということで、法律にきまっております。で、政府の方でもまだ確定案は持っておりませんのであります。当法務委員会の御審議等によりまして御意見などを承りましてから、法律制定後に確定案を作りたいというように考えております。ただ、法制審議会等におきましてはこの点についても種々意見が出ましたので、御参考までにここで申し上げておきますと、いろんな案が出たのであります。まず、案が出た順序によりまして申し上げますと、初めに日本弁護士連合会の方から法務大臣の方に建議書が来たことがあります。これは昭和32年の12月であります。その案によりまして、衆議院議長、参議院議長、最高裁長官、日弁連会長、検事総長、判事4人 これは最高裁が推薦する者、検事2人 これは検事総長が推薦する者、弁護士7人 これは日本弁護士連合会の推薦する者、それから学識経験者5人、うち2人は大学の法律学の教授。それから、判事4人、検事2人、弁護士7人、学識経験者5人については任期3年とする。合計23人というふうな内容であります。これは法制審議会でも日本弁護士連合会事務総長の佐藤さんから御紹介があったのであります。日本弁護士連合会では、現在の段階ではこの案に別に固執しておらないというような御説明がありました。それから、その次の案といたしましては、法制審議会に出た案をだれが出したかというようなことを申し上げないと申し上げますと、12人という案がございます。裁判官3人、検察官3人、弁護士3人、学識経験者3人というのが一つの案です。それから、もう一つの案は、裁判官2人、検察官1人、弁護士1人、学識経験者3人、合計7人くらいがいいのじゃないかという案もございます。</p> <p>それから、この内容につきましてはいろいろの意見がありました。最高裁長官を中に入れるかどうか</p>

というような点でずいぶん意見が分かれておりましたが、いずれにいたしましても、法制審議会では、比較的少数の構成員で構成すべきであるというふうな意見が強かったのであります。

昭和32年5月16日衆議院法務委員会
(菊地養之輔委員)

(前略)いわゆる裁判官が適任か不適任かは、この委員会が相当慎重に考慮しなければならぬ。その人を選ぶ審議会委員の構成というものは慎重に考慮しなければならぬ。それをどうして選ぶか、どうして審議されるか、政令の内容のアウト・ラインでもでき上がっていないはずはないと思います。この法案が出るときにそれを考えなくてはならぬ。(中略)審議に役立つような内容を示していただきたい。

(中村梅吉法務大臣)

実は、打ち明けて申し上げますと、この最高裁判所の制度ができました当初、諮問委員会の制度がございまして、その後廃止になったのでありますが、やはりこうした機構のあることが天下も納得し、合理的であろうということで、今回改正の機会にこうした構想を織り込むように立案をいたしましたのでございますが、考え方といたしましては、その当時の制度がありますから、大体それにならっていきたいと目下のところ考えております。その内容につきましては、むしろ政府委員からお答えした方が間違いのないと思いますから、位野木政府委員からお答えを申し上げます。

(位野木政府委員)

御承知のように、裁判所法制定ときに裁判官任命諮問委員会というものがございました。これは基本的には裁判所法でこういうものを設置するということをきめておりましたけれども、内容の詳細は政令に譲っておったわけです。今度の法案も、御指摘のように、法律で内容をすべてこまかく書くということも考えられるのでございますが、前例もございまして、政令できめていっても差しつかえないのではないかという考え方で、基本的な構想だけをここに掲げております。前には構成員なども書いてございませんでした。どういう構成員にするかというようなことも何も触れないで、裁判官任命諮問委員会に関する事項は政令で定めるということになっておったのであります。しかし、今度は、構成員も重要な部分は法律で書いた方がいいだろうというので、構成員についてははっきり書いてあります。あとは、非常に重要なことといたしましては、人数をどういうふうにするかということが問題になるかと思いますが、それにつきましては、いろいろの御意見がございまして、政府といたしましてはまだ腹案を持っておらないのでありますが、この前もちょっと御参考に申し上げましたが、今まで出た案といたしましては、大体人数はあまり多くしない方がいいだろうという意見の方が強いのであります。前には、御承知のように、相当人数が多かったのでありますが、なるべく少ない方がいいだろうという意見が多いのでございまして、たとえば、一つの案といたしましては、7人くらいにしたらどうか、そのバランスもいろいろ案がございまして、ある案では、裁判官2人、検察官1人、弁護士1人、学識経験者3人というふうな案、あるいは12人というふうな案もございまして、これは、裁判官、検察官、弁護士、学識経験者3人、こういうふうな合計12人で構成しようというふうな案もございまして、なお御意見を伺いまして、適当に立案をいたしたいというふうな考えております。